**８　避難所の防火対策**

避難所管理責任者は、避難所の火災の発生を未然に防止するとともに、万が一火災が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、次に掲げる防火安全対策を図ること。

１　防火担当責任者の指定

　　避難所における防火管理上必要な業務を行う「防火担当責任者」を定めること。

２　火気管理の徹底

(1) 喫煙場所を指定する場合は、受動喫煙防止に十分留意した場所とすること。喫煙場所には、水が入ったバケツ等に吸い殻を入れる等、消火を適切に実施すること。

(2)避難スペース内では、コンロ等の調理器具の使用は抑制し、石油ストーブ等の暖房器具を使用する場合は、転倒防止措置を図るとともに、衣類、寝具等の可燃物から安全な距離を保つこと。

３　消防用設備等の確認

　　消火器、避難器具等の設置位置、操作方法等を把握するとともに、地震等により消防用設備等が使用できない状態となっていないかを確認し、破損等している消防用設備等は「使用不能」の表示を行うこと。

４　避難施設等の管理

(1)階段、通路等の避難施設は、火災の予防又は避難に支障となる物件等を置かないように管理すること。

(2)避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、鍵等を用いず容易に開放できるように管理すること。５　放火防止対策

　　避難所の屋内及び屋外、ごみ集積所、喫煙場所等は、整理整頓に努めるとともに、定期的に巡回し警戒に当たること。

６　自衛消防の組織の編成等

　　火災等が発生した場合の被害軽減を図るため、区市町村職員や避難所の自治組織等による自衛消防の組織を編成するとともに、各担当の任務を確認し、訓練を実施すること（下図参照）。

通報連絡担当　　・１１９番通報

　　　　　　　　・防火担当責任者等への報告

防火担当責任者

初期消火担当　　・消火器、水バケツ等による初期消火

避難誘導担当　　・安全な場所までの避難誘導

　　　　　　　　・災害時要援護者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）の支援

避難所管理責任者

７　在館者への順守事項の周知徹底

「防火安全に係る注意事項」（避難所掲示用資料15）」を避難所の見やすい場所に掲示し、在館者に周知徹底を図ること。